

電気通信市場検証会議（第44回） 議事録

- 1 日時：令和7年5月9日（金）13:00～14:45
- 2 場所：WEB 会議による開催
- 3 出席者：
 - ・ 構成員（五十音順）
浅川構成員、荒牧構成員、大橋座長、高口構成員、佐藤構成員、
田平構成員、永井構成員、中尾構成員、林座長代理、森構成員
 - ・ 総務省
湯本総合通信基盤局長、大村電気通信事業部長、
飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、
渡部事業政策課市場評価企画官、水本事業政策課課長補佐
- 4 議事

【大橋座長】 皆さん、こんにちは。ただいまから電気通信市場検証会議第44回会合を開催いたします。本日もお忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、西村構成員が御欠席と伺っています。議事は、ウェブ会議形式により公開にて開催いたします。

まず、配付資料の確認について、事務局よりお願いいたします。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

本日配付資料が計5点ございまして、資料44－1、44－2の2点と、参考資料1から3の3点となっております。資料44－2につきましては、一部構成員限りの情報が含まれる資料になりますので、御留意ください。もし資料が手元にない等の事情がございましたら、事務局までチャットなどでお知らせいただければと思います。

【大橋座長】 よろしいでしょうか。本日はすけれども、議事のほうは1つでございまして、令和6年度市場検証の中間報告ということとなっております。

それでは、早速ですけれども、まず、事務局より資料44－1、44－2、それぞれ用意いただいていますので、御説明のほうからお願いいたします。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

資料44－1、44－2に基づき御説明させていただきます。

まず、資料44－1の1ページ目をお開きください。こちら、本資料の構成になります。①が本年度の重点的検証項目となっております。②は昨年度の重点的検証項目を本年度も

引き続き検証したものとなります。③から⑤につきましては、例年検証している各種検証対象市場ということになります。

2 ページ目をお開きください。今年度検証の検証対象市場を示しております。

4 ページ目をお開きください。まず、非電気通信サービスとの連携による「ポイント経済圏」構築・拡大による移動系通信市場への影響について御説明いたします。

5 ページ目をお開きください。携帯電話利用者に対する各社の優遇状況とその影響につきまして、昨年12月に開催した検証会議での事業者ヒアリングの内容をまとめております。ヒアリングにおきまして、MNO 4 者それぞれからポイント経済圏との連携による割引及びポイント還元について説明がございました。その内容をスライド上部にまとめております。また、一部事業者におきましては、ポイント経済圏による解約率とARPUへの好影響が一定程度見られました。

6 ページ目をお開きください。ポイント経済圏による移動系通信市場への影響の概要になります。利用者アンケートを踏まえますと、メインで利用している携帯電話の事業者が提供又は連携するポイントサービスの利用が多くなる傾向がうかがえるとしてございます。また、メインで利用している携帯電話の事業者が提供又は連携する他サービスを利用していることが、メインの携帯電話を契約したことに影響をもたらしていることがうかがえるとしてございます。その一方で、メインの携帯電話の利用継続に直ちに影響をもたらしていないことがうかがえるとしてございます。さらに、メインで利用している携帯電話の事業者が提供又は連携する他サービスを多く利用している者ほど、メインの携帯電話を契約したこと及び利用継続することに影響があると回答する者が多くなる傾向がうかがえるとしてございます。

また、先ほど触れましたとおり、MNO 4 者に対するヒアリングにおきまして、ポイント還元を重視したプラン等でポイントを多く得ており、携帯電話事業者が提供又は連携するサービスを複数利用する者ほど「解約率低下」と「ARPU上昇」の傾向があるとの回答が一部事業者からございました。その一方で、同じヒアリングの際に、各社の利用者は他の携帯電話事業者や非携帯電話事業者主導のポイントを複数利用できることが指摘されておきまして、利用者アンケートにおいても同様の傾向が確認できております。そこでポイント経済圏を構築する各種サービスは、複数事業者が提供するサービスを組み合わせて利用でき、排他的なサービスとはなっていないとしてございます。そして、現時点では、ポイント経済圏によって携帯電話サービスの過度な囲い込みがなされているとまでは言えないが、引き

続き状況を注視するとしてございます。

7 ページ目以降におきまして、利用者アンケートの分析結果をお示ししております。

37 ページ目をお開きください。本年度検証における代替性の分析手法について御説明いたします。昨年度に引き続いて、こちらに記載の3点について代替性の分析を行うとしており、代替性の分析につきましても、昨年度と同様の手法を継続しております。その上で、固定系ブロードバンドサービス間の代替性の分析につきましては、分析を精緻化する観点からアンケートで提示する各サービスのシナリオの精緻化と分析の精緻化を行っております。

39 ページ目をお開きください。まず、固定系ブロードバンドサービス間の代替性の概要を御説明いたします。利用者アンケートの結果を踏まえますと、個人向けの固定系ブロードバンドサービスにおきましては、F T T H アクセスサービスとワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）、以降ワイヤレス固定B B（共用型）といいますが、これらの間に代替性があると認識されていることがうかがえるとしてございます。

また、法人等利用者アンケートの結果を踏まえますと、法人向けの固定系ブロードバンドサービスにおきましては、ワイヤレス固定B B（共用型）を利用している法人にとってF T T H アクセスサービスは代替的であると認識していることがうかがえる一方で、F T T H アクセスサービスを利用している法人にとってワイヤレス固定B B（共用型）は代替的であると認識していないことがうかがえるとしてございます。そのため、F T T H アクセスサービスとワイヤレス固定B B（共用型）は、それらの利用者によって相互に代替的であるとまで認識されておらず、これらサービスの間に代替性があるとまでは認識されないということがうかがえるとしてございます。

法人向けの固定系ブロードバンドサービスにおきましては、昨年度の検証では、ワイヤレス固定B B（共用型）を利用している法人にとってF T T H アクセスサービスは代替的でないとして認識していると評価しておりました。それに対して、本年度の検証では代替的であると認識していると評価しており、代替性の認識に変化が見られております。その要因の1つとして、44 ページ目に掲載しておりますアンケートで提示する各サービスのシナリオにおきまして、今年度は通信速度や安定性などの品質面での具体的な違いや、契約時・解約時における工事の手間などを、具体例を用いて明確に示したことで、より現実に近いシナリオとなり、ワイヤレス固定B B（共用型）を解約してF T T H で代用するとの回答の増加につながったと考えられるとしてございます。

個人向けの固定系ブロードバンドサービスにつきましては、代替性の分析を精緻化する

という観点から、利用者の年代別、居住形態別、同居人数別の分析を行いました。利用者アンケートを踏まえますと、年代ごと、居住形態ごと、同居人数ごとに代替性の認識に一定程度の違いはあるものの、特定の傾向は見られないとしてございます。

40ページ目以降におきまして、個別の分析結果をお示ししております。

50ページ目をお開きください。続いて、従来の通信サービスとOTTサービス間の代替性の概要を御説明いたします。利用者アンケートの結果を踏まえますと、個人向けの音声通話におきましては、携帯電話の通話定額プランとLINEが代替的であると認識されていないことがうかがえるとしてございます。昨年度の検証では、携帯電話サービスの通話定額プランとLINEが代替的であると認識していると評価した一方で、今年度は代替的であると認識されていないと評価しており、代替性の認識に変化が見られます。そのため、引き続き携帯電話の通話といった従来の通話サービスとOTTサービスの認識につきまして注視するとしてございます。

また、固定電話サービスと携帯電話の通話定額プランの間の代替性につきましては、固定電話の利用者にとって携帯電話の通話定額プランが代替的であると認識されていることがうかがえる一方、携帯電話の通話定額プランの利用者にとって固定電話が代替的であると認識されていないことがうかがえるとしてございます。そのため、固定電話サービスと携帯電話の通話定額プランは、それらの利用者によって相互に代替的であるとまで認識されておらず、それらのサービスの間に代替性があるとまでは認識されていないことがうかがえるとしてございます。

3ポツ目につきまして、法人等利用者アンケートの結果を踏まえますと、法人向けの音声通話におきましては、携帯電話サービス・固定電話サービス・OTTサービスの間に代替性があるとまでは認識されていないことがうかがえるとしてございます。

51ページ目以降におきまして、個別の分析結果をお示ししております。

63ページ目をお開きください。移動系通信市場の概要になります。1ポツ目から5ポツ目につきましては、昨年度に引き続き確認している内容となります。6ポツ目につきましては、5Gの速度や繋がりやすさといった5Gの利用環境に係る利用者の認識についてアンケートを行った結果を示してございます。メイン回線のサービス品質への満足度を4G、5G別に確認したところ、いずれの項目におきましても、「とても満足」と「やや満足」との回答が8割程度となつてございました。メイン回線のサービス品質について、「通信の途切れにくさ」に「やや不満」と「とても不満」と回答した回答者に4G、5G別に不満とを感じる場

所・利用シーンを確認したところ、5Gでは「地下」、「山間部」、「自宅」の順に多くなっております。現在利用している携帯電話サービス事業者に対しまして、5Gサービスについて期待することを確認したところ、安定性、繋がりやすさの向上と回答した利用者が58.3%で最も多かったといったところをまとめてございます。

79ページ目をお開きください。固定系通信市場の概要となります。こちらに記載の1ポツ目から6ポツ目につきましては、昨年度に引き続き確認している内容となります。詳細な説明は割愛させていただきます。

94ページ目をお開きください。法人向けサービス市場の概要になります。法人向けサービス市場における検証対象市場に基づき検証を行っております。移動系通信市場、固定系通信市場につきましては、昨年度同様のグラフの集計等を実施予定としてございます。

用途ごとの横断的な市場として、拠点間通信用途、インターネット利用用途、音声通話用途、IoT機器接続用途の4種類の用途ごとに市場に関する検証を行いました。それぞれの市場におきまして、調達方法や調達先候補の事業者、調達に関する相談相手、実際の調達先事業者について分析を行っております。

本年度において特筆すべき分析結果は4ポツ目となります。法人等利用者アンケートの結果を踏まえますと、拠点間通信の用途においては、オンプレミスシステムをクラウドサービスに移行すると回答した割合は計32.1%であり、オンプレミスシステムの利用者にとってクラウドサービスが代替的に認識されていることがうかがえるとしてございます。通信の利用方法につきましては、「WANサービスを廃止してインターネットに切り替える」割合は9.0%と10%を下回っておりまして、WANサービスとインターネットが代替的であるとまではいえないとしてございます。ただし、「WANサービスとインターネットを併用する」との回答も含めると23.1%となっており、インターネット利用を許容できる法人等利用者にとっては、より多くの回線の選択肢があり得ることがうかがえるとしてございます。

また、本年度の検証では、用途ごとの横断的な市場において、ネットワーク回線の調達に関する相談相手についても確認しており、当該相談相手が実際の調達先となっているかについて分析を行っております。

108ページ目をお開きください。拠点間通信用途のネットワーク回線の調達につきましては、調達に関する相談相手と実際の調達先を確認しております。調達に関して相談した企業から実際の調達先が選ばれる割合が最も高い結果となっておりまして、調達に関する相談相手に選ばれることが重要であることがうかがえるとしてございます。ほかの用途の横断的

な市場におきましても、同様の傾向を確認できております。

続きまして、資料44－2、3ページ目をお開きください。令和6年度における電気通信事業者の業務の適正性等の確認の概要になります。

電気通信事業者の業務の適正性等の確認として、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等及びN T Tグループに対する公正競争条件の遵守状況等につきまして、市場検証基本方針で定めた確認項目を定点的に確認しております。また、令和6年度の年次計画において定めた重点的検証項目の確認、未指定事業者に対して、グループ内事業者への優先的な取扱い等について把握・検証、電柱の貸与に関する取組の実施状況の確認を行ったところでございます。確認結果の暫定といたしましては、スライドでお示しのとおりでございます。いずれの項目におきましても、現時点で問題となる事実は認められず、引き続き必要な確認を行った上で検証結果を取りまとめることを予定しております。

以降、昨年度からの差分を中心に御説明させていただきます。

28ページ以降に、禁止行為規制の遵守のために講じた措置及びその実施状況等の確認内容を記載しております。

33ページ以降が禁止行為規制、移動系の部分でございまして、34ページの太字の部分が昨年度からの差分となっております。

37ページ目以降にN T Tグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認内容を記載してございます。

40ページ目をお開きください。「⑦研究開発成果の公平な開示等」の項目につきまして、N T T持株に確認したところ、取組は昨年度から変更がないということでございました。対応方針につきましては、令和6年4月に施行された改正N T T法により、研究開発成果の普及責務が撤廃されたことに伴い、令和6年度検証限りで検証を終了するとしてございます。

43ページ目をお開きください。本年度も未指定事業者に対する検証を行いました。事業者アンケートで一部指摘がございまして、そちらについての検証はこちらのページで示しております。

47ページ目をお開きください。通信政策特別委員会の公正競争ワーキンググループにおける議論を踏まえまして、本年度は電柱の貸与状況について実態を把握することとしております。電柱を保有する主要な電気通信事業者20社に対して、電柱の保有状況及び貸与状況の確認を行いました。また、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」及び「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」で定められている電柱の貸与に関する

取組について、電柱の保有者によるこれらの取組の実施状況の確認を行いました。 具体的な確認内容は、AからDに記載のとおりとなります。

48ページ目をお開きください。令和6年3月末時点の電柱の保有状況について確認いたしました。回答のあった20社のうち、電柱の保有本数及び貸与本数を集計していた18社の電柱の保有本数等をこちらの表に記載しております。

49ページ目をお開きください。令和5年度の電柱の貸与状況について、貸与先を自己の関係事業者とその他事業者に分けて確認いたしました。また、自己の関係事業者に対する優遇の有無について、電柱の調査申請の貸与状況を補足的に確認しており、具体的には、令和5年度の電柱の調査申請に対して、自己の関係事業者に対する提供可能率がその他事業者に対する提供可能率を上回っているかを確認しております。N T T東西について見ますと、自己の関係事業者に対する提供可能率はその他事業者に対する提供可能率を上回っていないという状況でございました。また、電柱を提供不可とした理由につきましては、電柱の強度不足を挙げる回答が多くなってまいりました。

50ページ目をお開きください。電柱の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との間において貸与手続を通じて知り得たインフラベースの事業者の情報を遮断する措置の取組状況を確認いたしました。回答のあった20社のうち、N T T東西を含む14社は情報遮断措置を実施しておりました。N T T東西において実施している具体的な情報遮断措置は、3ポツ目に記載しております。情報遮断措置を実施していない電気通信事業者の、実施していない主な理由につきましては、他事業者への電柱の貸出し実績がないことが挙げられており、他社から当社電柱の利用要望が出てきた際には、適切な対応を検討するとしてございます。

51ページ目をお開きください。貸与申込手続等に関する標準実施要領について、公表の有無及び公表していない場合にはその理由を確認いたしました。回答のあった20社のうち、N T T東西を含む9社は貸与申込手続等に関する標準実施要領を公表しておりました。標準実施要領を公表していない電気通信事業者の、標準実施要領を公表していない主な理由としては、貸与申込の実績がない、もしくは少ないためや、貸与申込件数が少ないため、申込窓口の連絡先を公表し、問合せ時に個別に案内する対応としているためといったものが挙げられてまいりました。

52ページ目をお開きください。新設した電柱につきまして、当該電柱の使用を希望する事業者がいつから申請手続を開始でき、使用可能となるかを補足的に確認いたしました。2ポツ目がN T T東西の回答になります。電柱を建設する際は、委託会社はその地域での電柱建

設を一括して発注するところ、委託会社に発注した当該建設工事が全体として完了し次第、竣工となり、おおむね1週間程度でシステムへ反映され、その後他事業者が使用可能となるとしてございます。

53ページ目をお開きください。競争指針におきまして、電柱の貸与状況を定期的に取りまとめて公表することが望ましいとされておりますところ、その実施状況について確認いたしました。回答のあった20社のうち5社は電柱の貸与状況を公表しておりましたが、NTT東西を含む15社は公表しておりませんでした。なお、NTT東西は今後可能な範囲で公表する考えであるとのことでした。

電柱の貸与状況を公表していない電気通信事業者の電柱の貸与状況を公表していない主な理由としては、貸与申込の実績がない、もしくは少ないためや、自己保有の電柱が少ないためといったことが挙げられてございました。

事務局からの説明は、以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。大変膨大な資料ですが、市場の動向及び業務の適正性等の確認ということで、それぞれ昨年度からの差分を中心に御説明を効率的にさせていただいたということになります。ぜひ、構成員の方々には、様々な視点からの御指摘、御意見等をいただければと思いますので、御意見のある方は、チャット欄にてお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。よろしくお願いします。それでは、林構成員、お願いいたします。

【林座長代理】 林でございます。御説明いただきまして、ありがとうございます。

座長、これは44-1と2をまとめて質疑を行うということではよろしかったですか。それとも一旦切ったほうがよろしいですか。

【大橋座長】 今日はお時間があるので、もしよろしければ前半と後半で分けてやらせていただければと思います。

【林座長代理】 そうさせていただきます。

まず、44-1のほうからですが、2点ございます。1点目は、ポイント経済圏による移動系通信市場への影響のところ、スライドの6ページで概要がまとめられていたかと思うのですが、これについて、まずコメントさせていただければと思います。

結論は賛成ですが、1つ目のポツで、ポイントサービスとかECサイトとの各種サービスにおいては、メインで利用している携帯電話の事業者が提供又は連携するサービスの利用が多くなる傾向がうかがえるとあって、また、2つ目のポツで、メインで利用してい

る携帯電話の事業者が提供又は連携する他サービスを利用していることが、メインの携帯電話を契約したことに影響をもたらしていることがうかがえるというふうにあります。スライド7ページの下の方の表にある最も利用しているポイントサービスを見ると、それを見る限り、必ずしもメインで利用している携帯電話会社のポイントサービスではなくて、楽天ポイントが一番多いように見受けられます。スライド9ページの利用しているECサイトを見ても、それから11ページの利用している決済サービスの結果を見ても、最も利用されているのはAmazonや楽天市場、PayPayであったりします。それらを考えますと、携帯電話の契約に影響しているという側面はあると思うのですが、それだけではなくて、むしろOTTの出自ではないドコモやauはモバイルが先にあって、経済圏がモバイルを支柱につくられているという見方のほうが正しいのではないかというふうに思ったのですが、そこを確認させてください。つまり、OTT出自ではないドコモやauは、「モバイル」が先にあり、経済圏がモバイルを支柱にして作られているからこそ、ドコモやauユーザーは、楽天やソフトバンクのユーザーよりも、ECサイトを利用する理由として、携帯電話の契約や支払いを挙げているように思いました。

続けさせていただきます。2点目は、スライドの38ページ以降の、ワイヤレス固定ブロードバンドサービスを含む固定ブロードバンドサービス間の代替性の話です。これも昨年に引き続きユーザーアンケートを取っていただいて、感謝申し上げます。これについても質問とコメントを申し上げたいと思います。私は昨年来、利用者が単身者なのか、家族がいる世帯なのか、利用者の属性がどうなっているのかといった要素が代替性を判断する要素として見ていくべきではないかということをお願いしたと思うのですが、そこも今回調査で拾っていただいて、考慮していただいたということで感謝しております。

そこで、スライド48ページの、10%の価格引上げ分析の同居人数のところ、リード文のまとめには書かれていないのですが、ワイヤレス固定ブロードバンドの共用型の利用者というのは、やはり一人暮らしが最も多いのかなというふうに思いました。一方、リード文を見ると、6人以上と同居する場合を除いて10%を超えているというふうにされていて、FTHを解約してワイヤレス固定ブロードバンドで代用するという回答者と、ワイヤレス固定ブロードバンドを解約してFTHで代用する回答者はいずれも2人、4人と同居する利用者が多い結果になっているということですが、同じ傾向になった理由として何が考えられるのかをお聞きしたいということでもあります。

それから、昨年も申し上げたのですが、10%を超えて代替性があると認定されるの

であれば、アンケートの回答者には、その前提として、ホームルーターの場合はオフロードという概念がないということも知らせないと、正しい判断にはならないのではないかと思います。う気もしているので、その点についても確認をさせていただければと思います。

以上でございます。

【大橋座長】 大変詳細な御指摘ありがとうございます。後ほど事務局からある程度まとめさせて御回答させていただければと思います。

それでは、続きまして、中尾構成員、お願いいたします。

【中尾構成員】 中尾です。御説明ありがとうございました。

幾つかあるのですが、まず、先ほど林先生からも御指摘があった代替性のところです。94ページにWANサービスとインターネットの話がありまして、割合が9%と10%を下回っており、WANサービスとインターネットが代替的であるとまでは言えないということでした。これは分析方法の定義に基づけばそうなのですけれども、本質的に代替的なのかどうかということを考えると、9%でも10%とほとんど変わらないわけですから、意味を考えると、代替性があると言えなくもないと思います。これが11%だった場合はどうかというと、10%を超えているので代替性があるという結論になると思うのですけれども、このたった2%の差が、代替性の1か0を切り分けるというのは、分析方法としてはちょっと不十分ではないかと思っています。不十分というか、意図が間違っていて伝わる可能性があると思います。今、定点観測をされているわけですが、今後例えば10%を超える年があった場合に、突然代替性があるという結論になってしまうわけですので、この代替性を議論するところは十分に慎重に進める必要があります。結果だけを読むと代替性がないというふうに見えるのですが、実際数字を紐解いてみると、実は代替性は10%には満たないけれども、ほぼあると言ってもよいという、そういった解釈の仕方もあります。なので、まず、10%値上げで10%スイッチングが起こる場合に代替性があるという定義なのですけれども、その定義も1か0かではなくて、10%のうち9割程度は代替性があると言えなくもないので、連続性を持った代替性の議論をしたほうが正確になるのではないかと思います。同時に、この分析方法をすぐに変えるということは混乱を生むかもしれませんが、説明としては、「常に」この代替性ある・なしというところに、9%で10%に満たないから代替性がないというふうに判断しているということを追記しないと、これを読んだ人が誤解をする可能性があると思います。

この代替性の目的に関しましては、前回からも申し上げているのですけれども、市場を広

く捉えるということの目的は理解できるのですが、その代替性のある・なしだけが独り歩きすると間違った印象を与えかねないということで、懸念があるということをお伝えしたいと思います。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。続いて、森構成員、お願いします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。大変しっかりした御調査と取りまとめをやっていたいたと思います。

私も今の中尾先生の意見と全く同意見なのですけれども、ちょっと違うところをお示ししてお話をさせていただこうと思います。50ページの1ポツのところですが、利用者アンケートの結果を踏まえると個人向けの音声通話においては携帯電話の通話定額プランとLINEが代替的であると認識されていないことがうかがえるとなっていて、代替性の定義というのを先ほど10%値上げでということになっておりますので、これはそうだろうと思います。携帯電話の通話定額プランが10%値上がりしたらどうなのかということを考えるということになると思いますけれども、ただ、だから代替的ではないと言ってしまうと、これは結構独り歩きするかなとは思っております。まず、体感的に代替的サービスであるとみんなが認識していると思います。例えば私が実家の老母に連絡をするに当たって、それまでにLINEでやり取りをしていれば、これはちょっと話さなければ始まらないなと思ったらLINEで通話をしますけれども、直前にLINEをさわっていないければ電話をするというようなこともあるわけですので、果たして値段がちょっと上がったという仮定がそもそもこういう場合に妥当するのか。無償のOTTサービスの場合に、それをもって代替性と言っていいのかなという気はちょっとしております。LINEの外部性といいますか、ユーザー数というのは大変多いわけですので、それを音声品質に問題がなければそっちを使うということは普通に行われている。つまり、1つは、代替性の定義を10%値上がりしたらこれこれみたいなことにしてしまっているのかということです。

その効果ですけれども、定義がそうであるから別にいいという考え方もあるのかもしれませんが、例えば携帯電話が繋がりにくい地域であるというときに、仕方なくLINEを使っているところがあったとして、それは、皆さん不便を感じなかったりするわけですので、もちろん不便は不便でしょうけれども、私は実際、結構人の多いところで、日曜日になると電話が繋がらないからLINEを使うみたいなことを聞くことがありまして、そうなりますと、誤った政策的インプリケーションをもたらす可能性があると思います。

実は、代替的に他のサービスでカバーされていることが無視されてしまうリスクがあるのではないかなと思っていますので、この代替性の問題というのは、中尾先生とも同じ意見ですけれども、ちょっと考えたほうがいいかなと思っています、特にLINEと携帯電話は象徴的ではないかなというふうに思いました。

もう1点ですけれども、6ページ、ポイント経済圏のところです。この6ページの大きな2ポツの下から3行目のところで、各社の利用者は他の携帯電話事業者や非携帯電話事業者主導のポイントを複数利用できることが指摘されており、利用者アンケートにおいても同様の傾向が確認できたということで、ポイント経済圏の影響が限定的であるということになっていると思うのですけれども、利用者が自分の使っている回線契約の提供者と違うポイントを使えるということは、あまりこの場面では重要ではないのではないかなと思っています。それはどういうことかと言いますと、ポイント経済圏側の競争力が、回線の移動系通信市場にどう影響をもたらしているか、この表題のとおり、そこを見ないといけなわけですので、例えば移動系通信において非常にたくさんのポイントを付与しますよということになりますと、それはポイント経済圏側では非常にラッキーなわけです。ポイント経済圏のユーザーでそのポイント経済圏を日常的に便利に使っている、そういう人は非常にたくさんいると思いますけれども、そういう人たちが、そんなにたくさんポイントがもらえて、そんなにたくさん買物ができるのだったら、その回線契約をしようと、そういうマインドは必ず働くだろうと思いますので、そちら側からのアプローチもしていただくべきではないかなと思います。そうしないと、そのポイント経済圏の移動系通信市場への影響について見逃すところが出てくるのかもしれないと思いました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。後ほど事務局からの回答をさせていただきたいと思いますが、続きまして、永井構成員、お願いいたします。

【永井構成員】 先ほど来、林先生はじめほかの皆さんもおっしゃっていることと重複するところもあるのですが、39ページの2点目、法人等利用者の固定系ブロードバンドサービス間の代替性のところです。この点、ワイヤレス固定ブロードバンドに関しては、事業所の規模によってかなり代替できるかどうかというところが影響あるのではないかと推測しておりまして、個人の利用者の方に関しては、同居人の人数とか、こういったところを分析いただいているのですけれども、法人に関しては、拝見する限りそういった観点が見当たらなかったもので、例えばそういうところも踏まえた上で、小規模な事業者においては価格

による代替性があるのかということも深掘りできると、次回以降同様の調査があった場合には、より精緻な調査ができるのではないかというふうに考えました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。続いて、高口委員、お願いします。

【高口構成員】 高口です。事務局のほうで丁寧な御説明をいただきありがとうございました。

私から、2点コメントがございまして、1点目は、ポイント経済圏に関することですが、右肩のスライド番号で言うと25が多分分かりやすいと思います。今回ポイントサービスと、その事業者が提供する携帯電話サービスとの関係で経済圏をどう捉えるかということ調査分析されたかと思うのですが、御報告のこのデータを拝見していますと、例えばこの右肩25のところだと、携帯電話サービスの契約にポイントサービスの影響があったかということについては、ポイントの各種類によって結構差はあるのですが、5段階で聞いているというところで、多少その曖昧さはあるにしても、一定程度影響があるというふうな回答者がいますので、携帯電話をどの事業者にしようとか、どの契約にしようかというときには、ポイントというのが利用者の頭の片隅にはあるという意味で、ある程度利用者の中でも経済圏というものが意識されているのかなというふうな認識は持ちつつも、一方で、利用継続に対する影響というところを見ると、おおむねどのポイントであっても、そのポイントがなくなったからといって継続しないということではなくて、携帯電話は継続するという回答者の方が圧倒的である。

つまり、携帯電話を契約するきっかけに、結構ポイント経済圏というのは影響しつつも、ただ、そのポイント経済圏に入っているからといって、ずっとその携帯電話を使い続けるというところまで影響が出ているかというのと、出ていないというような解釈ができるという調査結果になったかなと思ってまして、そういう意味では、ポイント経済圏を今後どう捉えていくかというのが、競争という関係では非常に重要で、むしろ携帯電話を切り替えるきっかけにポイントがなりつつ、ただ、継続させる力は今回のデータからはあまり見られないので、ひょっとしたらむしろ競争促進効果があるのかもしれないなところがデータから見てとれますので、このポイント経済圏が公正な競争にプラスなのかマイナスなのかというのは、ぜひもう少し引き続き検討する必要があるのかなというのが1点目のコメントになります。

それから2点目につきましては、代替性に関するところですが、スライド番号56の

ところで、先ほど森先生が御指摘されていたところと関係があるのですけれども、携帯電話の通話定額とラインの代替性があるかないかというのは、去年は割合で言うとも10%が今回6.8%になったので、微妙なところですねというような判断になるのはそうかと思うのですけれども、私もこれはもう少し慎重に判断をしていくことが重要だと思っています。個人的には、10%という価格引き上げのシナリオというのは、これは基本的に代替性を図るSSNIPテストを援用しているので、その10%というのはほかの市場のテストとの比較可能性とか、そこで蓄積された知見というがあるので、私は10%という価格引き上げというシナリオ自体はおかしくないのかなというか、これを使うということに一定程度妥当性はあるのかなというふうには思っています。LINEが無料なので、そこが通常のテストとは違うのですけれども、10%というシナリオ自体にそんなに違和感はないのですけれども、この結果を解釈するところが少し難しいと思っています。先ほどの森先生のお話だと、通話とLINEのメッセージが代替的なのか、通話とLINEでの通話が代替的なのかというのは大分利用者にとって想定するものが違うので、その辺りを今後切り分けるとか、シナリオ上明確にするとかということも必要ですし、あるいは、今携帯電話の料金プランを見ますと、プランの中に通話定額が入っていて、通話定額をやめるというのはそのプランをやめるというふうに利用者に思われてしまっている部分はないかというところが、次年度の少し改善点かと思っています。通話定額をやめてLINEで代用するという意味が、利用者にとって、通話で話している時間をそのままLINE通話で代用するというイメージなのか、先ほど申し上げたとおり、通話はやめても、LINEでメッセージのやり取りで済みますという意味だから、ここは代用じゃないみたいに、回答者がLINEで代用ということをどういうふうに受け止めたかというところを少し検討して、もし来年もこういう設問をされるとすれば、そこをもうちょっと詰めた形で回答者に分かりやすいように聞くと、通話の代替がLINEのメッセージなのか、LINEの通話なのか、それともどちらも代替性がないのかというところが明確になるかなというふうに思いました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございました。一旦ここまでで切らせていただいて、幾つか貴重な御質問、御指摘ございましたので、事務局のほうからコメント等いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。皆様、コメント、御質問等いただきまして、ありがとうございます。それぞれについて御回答差し上げたいと思います。

今、最後に代替性のお話をいただきましたので、まず、代替性に関連するものから回答させていただけたらと思います。まず、林先生におかれましては、48ページにおいて、ワイヤレス固定BBで居住人数が2人あるいは4人となっているところで、何か傾向が見られないかというところを御指摘いただいたのですけれども、なかなかこれといった特定の傾向をお示しすることができなかったこともございまして、3ポツ目のような形で、特定の傾向は見られないとさせていただいているところでございます。また、ホームルーターの場合にはオフロードの概念がないことを知らせることが必要ではないかという点については、今年度実施できていないというところでございます。

中尾先生におかれましては、94ページのクラウドサービスの代替性のところで10%で切り、代替性あり・なしを判断するというのは、もう少し慎重な判断が必要ではないかというような御指摘をいただきました。また、森先生と高口先生におかれましても、同じように、もう少し慎重な、あるいはもう少し回答者の認識に沿った設問とするといった丁寧な対応が必要といった御指摘をいただきましたので、今後引き続き確認していくというようなところがある場合には、それらも含めて検証できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

永井先生におかれまして、39ページのところで、法人向けの固定系ブロードバンドについては、事業規模といったところを確認していないのではないかとこのところを御指摘いただきました。こちらについては、法人アンケート自体では企業の規模等を確認しておりますので、そういった観点での分析も今年度できるとは考えておりまして、そのような検証をお示しできるか、少し検討させていただけたらというふうに考えてございます。

続きまして、ポイント経済圏についていただいた御指摘についてコメントさせていただけたらと思います。まず、林先生におかれましては、利用しているすべてのポイントサービスという形で見ていった場合には、メインで利用している携帯電話の事業者が提携又は連携するサービスが出てくるけれども、最も利用しているサービスといった形になると、そういうようなことは言えないのではないかと。そして、ドコモやauはモバイルを支柱につくられているのではないかとこのところを御指摘いただきまして、先生のおっしゃるとおりの部分はあるのではないかとこのように考えております。

森先生におかれまして、ポイントを複数利用できるというところは、そこをどこまで重要視するのかというところで、移動系通信がたくさんポイント付与するというのであれば、契約に引っ張られてしまうのではないかとこの御指摘がありました。そこはおっしゃるとお

りの点もあるのではないかというふうに考えております。

高口先生におかれまして、携帯を切り替えるきっかけになるというような側面も御指摘いただき、おっしゃるとおり、それがどれだけ競争促進的なものであるといえるのかというのは非常に悩ましいところであり、また分析をどうやって行うのかということも検討が必要になってくるのではないかというふうに考えております。

事務局からは以上となります。

【大橋座長】 ありがとうございました。まだ御質問あるいは御意見のほう続いていますので、御発言いただければと思います。では、田平構成員、お願いいたします。

【田平構成員】 田平です。取りまとめと御説明ありがとうございました。

先ほどの前半部分の質疑応答の中で、代替性の評価については御説明いただいているので、それについては認識しました。その上でということで、39ページの4ポツ目のところです。前回の調査結果と違うというところについて、その評価のところは、先ほど御説明いただいたと思っています。

その理由の分析のところで、要因の1つとして、アンケート時の聞き方がより具体的になったので、それが回答の変化につながったという分析されています。それ自体に何か反対があるとか、そういうことではないのですけれども、ほかにも共通することとしてということで、聞き方について、例を出したり、具体的に聞くという点で、回答のしやすさという点では非常によい面があると思います。反面、本来そうではないのに特定の回答に導くようなものと誤解されてしまっただけは、本来の意図とは違うというふうにも思うので、その辺りの分かりやすさと、回答の整理の仕方というのが少しバランスを取る必要があるというふうに思った次第です。

今後の課題としてということで、私自身が認識したというところです。

コメントとしては、以上になります。ありがとうございました。

【大橋座長】 続いて、浅川構成員、お願いします。

【浅川構成員】 日本総研、浅川です。詳細な御説明、御報告ありがとうございました。

今回、中間報告ということですので、私のほうからは、最終報告とか今後の分析に対するコメントということで、1点発言させていただければと思います。

御報告の資料の中で、例えば固定ブロードバンドの代替性の認識に変化があるですとか、あとはオンプレミスシステムの利用者にとってクラウドサービスが代替的に認識されるようになったですとか、いろいろ分析結果の取りまとめがあったと思うのですけれども、こう

いった新しいサービスの普及や技術進化によって、代替性みたいなのがちょうど変わり目になるようなケースが結構散見されると思います。最終報告の表現の仕方というか見せ方の話になるかもしれないのですが、例えば数年前から少し長い視点でどういうふうに変化して、2025年度で昨年に比べて代替性がどう変化したかというところで、文章で、特に昨年度からの比較みたいところで詳細に説明いただいたと思うのですが、昨年度からだけの比較だけではなくて、もう少し前から経年の変化を捉え、それを例えば、一覧性のある、もう少し長い目で見た時系列の表形式みたいなので見せられると、より透明性の高いというか、明快な検証ができるのではないかなというふうに思いました。先ほど、中尾先生や森先生も御指摘されていた代替性の定義の部分で、10%で0、1なのかという問題は、私も確かにそのとおりだなというふうに思いまして、そういったことも踏まえた慎重な検証というのが、そういう少し長い目で、時系列で表現できたものがあると、より検証が深まるのではないかなというふうに思いましたので、もし今後御検討いただけるようでしたらいいのではないかなというふうに思いました。私からのコメントは以上になります。

【大橋座長】 ありがとうございます。続いて、森構成員、お願いします。

【森構成員】 すいません、ありがとうございます。細かいことで誠に申し訳ないのですが、資料の93ページを御覧いただきますと、私が多分あんまり理解できていないからだと思うのですが、⑤となって法人向けサービスとありまして、ここから法人向けサービスが始まります。それで法人向けサービスの各論に入っていくわけなのですが、125ページを御覧いただきますと、音声通話用途になるわけなのですが、ここから⑥になっています。その前にも法人向けサービスの拠点間通信などがありますけれども、番号が変わって、ここで区切れているのはどうしてなのか。同じ法人向けサービスでありながらというふうに思いました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。続いて、中尾構成員、お願いします。

【中尾構成員】 2回目ですけれども、代替性の我々の指摘に対しての事務局の回答をお聞きしていて少し気になったので、もう一度確認のために申し上げます。今、浅川さんから言っていたように、私が指摘している問題点というのは、10%値上げで10%のスイッチングが起こることをもって代替性があるという定義をしているということをきちんと明記しないとならないということです。私などは、詳細な数字がどうであったかというのを自分で聞いて判断をしたいと思うのです。なので、分析の仕方がどうかということも一つある

のですけれども、もう一つは、分析を何らかの方法でこの方式にすると行ったのであれば、それを明示しないで代替性がある・なしというふうに0、1で書くという表現は誤解を生むという指摘をしています。

森先生は、それに加えて、経済的な効果だけの代替性でよいのかという問題を指摘されたと思います。このあたりも、代替性といったときに、幾つか経済分野でやられている分析のほかに、通信手段に対しては別の観点を持つ必要があります。例えば、価格が高かったとしても代替手段として使っているという場合もあります。ライフラインとして代替的に使っているという場合もあり得るので、代替性の議論は単純ではなく、結構慎重にやったほうがいいのではないかと、今日お話を聞いていて思いましたので、追加で指摘させていただきま

す。これが1点目です。

それから、さっき言おうと思って忘れていたことが2点ありまして、1つは、5Gの話です。これは63ページについてです。メイン回線のサービス品質は、最近の通信事業者のサービス品質を私自身が体感していて、アンケートを取ったほうがよいのではないかというふうに、市場検証に重要だということで申し上げたところ、それをくみ上げていただいて、こういう調査をしていただいたと思っています。しかし、私としてはかなり意外な結果となっていると考えています。とても満足、やや満足が8割程度というのが、本当に市場の数字を反映しているのか、これはどういう方にどういう聞き方をしたのかということがもう少しあるとよいと思います。例えば都市部で5Gを使っている人は、特に問題ないというふうに答える場合もあるでしょう。あるいは、本当に東京や大阪の人口密集で混雑しているところで、5Gがつかない、品質が良くないということは、大多数の人が経験しているように思います。どういう形でこのアンケートが取られて、nが何で、それからどういう年代の方々に聞いたのかということも併せて知りたいと思いました。私の周りで聞いている一般消費者の声を聞くと、やっぱり繋がりにくいという声も大きいので、これが客観的に一般消費者の感じている感覚を反映しているとも言えるのかどうか気になります。また、地域とか、年代とか、どういう方々にアンケートを取ったかということが、特に気になりました。これは、ほかのアンケートにも言えることなのだと思うのですけれども、5Gに関しては、世の反応とか、通信事業者が今品質向上に非常に努力されているということを考えても、8割という数字が高すぎるという気はしています。

それと、次に、35ページ目です。これも先ほど言い忘れたのですけれども、複数サービスの影響を調べたものなのですから、この表示がかなり詳しい数字になっていて、色が、

例えば一番下のメイン回線と連携しているサービスを10個契約している人が1人いるわけです。6,000分の1いるわけですが、そこに「とても影響がある」という解釈で色がついているわけです。これを、一見あんまり注意しないで見ると、何となく利用しているサービスが多いほどとても影響があるとか、やや影響があるという回答が多くなる傾向がうかがえるように誘導されているようにも思えるのです。これをきちんと示すためには、例えば横軸にサービスの数を取って、縦軸に「やや影響がある」、「とても影響がある」という割合を合わせた数字をグラフで示すなどが考えられます。例えば、複数サービスというのは2個以上のサービスを契約している場合ですので、2個のサービス以上でどうなっているかを見るべきではないかと思います。つまり、ある結論に誘導していこうとする恣意的なことが見られるというふうに誤解を与えても良く無いので、少し見せ方を工夫したほうがよいのではないかなと思います。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。続いて、佐藤構成員、お願いします。

【佐藤構成員】 福島大学の佐藤です。

構成員の先生方から御意見があった点につきましても、私も同等のように考えておりまして、そのとおりだなということでございます。

1点、皆さんに触れられているか分からないのですが、スライド44ページ辺りの法人向けの代替性のところで、シナリオがかなり精緻化されてはいるように見えて、F T T Hが非常に幅の広い記載となっていて、本当にこれで代替性をいえるのかなというところも正直感じるところです。結果も見ますと、前回と大きく数値が変わっているというところで、その解釈については、ほかの先生方から多分にコメントがあるとおりはありますけれども、やはりシナリオは本当にこれでいいのかなということも正直考えられると思いますので、もう少しトーンは和らいだ書き方のほうがよろしいかと思います。

私から以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

以上でお手が挙がっている構成員の方からは一応御発言いただいた感じです。もし事務局のほうから何か御回答等あればいただければと思います。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。コメント、御質問いただきありがとうございます。それぞれに御回答差し上げたいと考えております。

まず、田平先生におかれましては、アンケートの聞き方としてのバランスといったものを

持っていてほしいということを御指摘いただきましたので、その点については、バランスを見つつ作成していけるようにしてまいりたいというふうに考えてございます。

そして、浅川先生におかれましては、今後の見せ方という面で、昨年度だけの比較ではなく、もう少し長いスパンで記載できるところがあるのであればということを御指摘いただきました。この点については、毎年度アンケートを変えていったりしているところもございまして、どこまでできるかは不明確でございますが、少し検討させていただけたらというふうに考えてございます。

そして、森先生から御指摘いただいた箇所につきましては、大変申し訳ございません。誤記でございまして、⑥を削除させていただきたいというふうに考えてございます。

中尾先生におかれましては、代替性について再度追加で御指摘いただきまして、その点について踏まえて検討させていただけたらというふうに考えてございます。2点目に御指摘いただきました5Gのところ、どういう場所に住んでいる方にアンケートを取ったかというところについては、スライド153ページの利用者アンケートの概要というところで、こういった方を対象に、有効回答数が6,000人という形で取らせていただいているというところで、特定の地域や都市部に限定してというような取り方はしていないというところでございます。ただ、アンケートの中で、現在住んでいる都道府県については確認しておりますので、都道府県範囲という限りになってしまうかもしれないのですが、都道府県ごとの範囲でどういった回答傾向があるかといったことはお示しすることは可能ではないかというふうに考えてございます。そして、35ページについて御指摘いただいた表が少し見づらく、見せ方の工夫をした方がよいという御指摘がありましたので、この点についても検討させていただけたらというふうに考えてございます。

佐藤先生におかれまして、法人アンケートの44ページ、45ページのところで、シナリオの記載を理由としている記載ぶりについて、もう少し和らいだ記載ぶりをした方がよいということを御指摘いただきましたので、この点についても検討させていただけたらというふうに考えてございます。

事務局からは以上です。

【大橋座長】 ありがとうございました。もし追加で御意見等ありましたら続けていただければと思いますが、後半の部分、業務の適切性のところも併せて御議論いただければというふうに思います。そちらも含めて、御質問、御意見等ありましたらぜひいただければと思いますが、いかがでしょうか。それでは、荒牧構成員、お願いいたします。

【荒牧構成員】 荒牧でございます。後半のほうについて1点コメント申し上げます。

業務の適正性のところというのは、基本的に望ましいとされる規則に基づいてそれらを遵守しているかどうかという視点で判断されているわけですが、個人的には各項目に濃淡があるという印象を受けております。例えば53ページ、最後のほうで御説明いただきました項目などにつきましては、NTT東西をはじめ、主要各社がこれまで対応してきていない状況にあります。こういう実態として、特にこれまで対応していなくても問題がなく過ごしてきたのであれば、そもそもこういう適正性の判断を行う調査の対象にすることで、各社に過度なプレッシャーを与えてしまうという可能性もある一方で、本当にこれらが遵守すべき望ましいものなのであれば、主要各社含めて全社に対応を働きかけるべきかと思えます。

いずれにしても、今こういう1項目、具体例を申し上げましたけども、この望ましい規則というものの位置づけをもう少し明確化して、もし必要があるならば、その項目の重要性を多少ランクづけというか、そういうふうに区分することによって、より実態を踏まえた適正性判断を我々も客観的に行える一助になるのではないかなというふうに、個人的にはそういった印象を受けました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。続いて、林構成員、お願いします。

【林座長代理】 ありがとうございます。それでは、後半の部分ですけれども、まず、1点目は、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為の遵守状況について確認していただいたわけですが、総務省におかれては毎年ヒアリング等を通じて丁寧に対応を取っていただいております。まず、この点に感謝申し上げます。

今回、メインで、NTT東西とNTTドコモにおいて競争事業者からもヒアリングを行って、その遵守状況を確認していただいているわけですが、今回この検証結果を見ても、その確認内容は、ボトルネック設備を持つ、いわゆる第一種指定事業者とそうではない第二種の指定事業者とでは大きく異なるということが可視化されているというふうに感じました。例えば、NTT東西については、これはかなり豊富で客観的・定量的なデータに基づいて、まさに5ページから26ページにかけて、細かい項目ごとに、各種データに基づいて検証結果がまとめられていて、検討材料も多いわけですが、一方で、NTTドコモについては、スライド35ページの電気通信業務に関する不当な優先的取扱い等で確認結果は示されているわけですが、ただ客観的・定量的なデータという部分においては22ページの部分だけかなというふうにも思いました。さらに35ページの3ポツ目によると、総務省が調

査を行った競争事業者からはNTTドコモ、特定関係法人に対する不当な優先的取扱い等に該当する具体的な事例は指摘されていないとされていて、全体を総合しますと、NTT東西の場合とNTTドコモの場合とでは、かなり判断材料の豊富さに差があり、ドコモの場合は、NTT東西のと比べると、判断材料はちょっと乏しいように思いました。この辺り、一種と二種の違いがあり、その差が大きいので、やむを得ないといえはやむを得ないのかもしれないのですが、ただ、検証会議は定量的・客観的なデータに基づいて検討するというのがみそですので、基本的に競争事業者からの具体的な指摘がなければ問題なしとするのではなくて、二種指定事業者についても、より客観的・定量的なデータに基づく検討ができるのであれば、そこにはやっぱり注力していただきたいということであります。これはコメントというか要望であります。

それから2点目は、まさに昨日、NTTからNTTデータグループの完全子会社化について報道発表があったところでありまして、これは昨日の今日の話なのでどうこうというわけではないのですが、かつてドコモの完全子会社化の場合には、御案内のようにTOBの完了後に、この検証会議の下に、公正競争確保の在り方に関する検討会議を設けて、公正競争の確保の観点から必要な方策について検討を行ったと記憶しております。そして検証会議、親会のほうでも構成員とか競争事業者の意見等を踏まえて、たしか令和3年度の年次レポートでは、NTTグループの組織再編については、法的制約がなくても、公正競争への懸念がある場合には、市場検証の取組における組織再編に係る対応等に基づいて検証を行うとされていたかと存じます。かつて、ドコモグループの中で事業統合が行われたように、もし今後、今回の組織再編を契機として、例えば、同じ法人市場で事業を行うNTTデータとかNTTコムの事業再編といったものが生じるのであれば、公正競争への影響もあり得るのではないかと思いますので、この検証会議としても、今後、しっかり見ていくべきではないかと思います。その辺り、総務省としてどういうふうにお考えになっているのかということと、NTTデータグループの完全子会社化については、昨日今日の話ですので、まだ検討は白紙だと思いますけれども、もし現時点で可能な範囲でお考え等あればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。続いて、中尾構成員、お願いします。

【中尾構成員】 私からは、細かい指摘をさせていただきますけれども、言いたいことは細かい話ではなくて全体に関わることになります。資料で言いますと43ページです。

41ページ目から未指定事業者に対するグループ内事業者への優先的取扱い等についての把握というところがあるのですが、ここではいろんな個別事例が書かれています。43ページ目のこのKDDIのグループ内のMVNOに対してのAPN設定不要なSIMカードの提供ということに関して、独立系のMVNOから指摘があったことを私は記憶をしているのですが、これは確かに競争上の公平性ということからすると、例えば独立系MVNOのAPN設定が、もともとAppleのところでなされていないので、それで不当に、そのグループ内事業者（MVNO）に対して便宜を図っているのではないかという指摘なのですが、これは一見正しく公平性を保つように見えるのですが、ただ、ユーザーの利便性を考えると、グループ内事業者（MVNO）のAPN設定はユーザーが自分でやらないといけなくなります。

なので、私がここで疑問に思ったことというのは、こういう競争上の公平性を守るために、ユーザーの利便性を損なってまで競争の公正性を保つべきなのか、逆のソリューションがあって、これができるかどうかは別として、Appleに対して日本の事情を伝えて、MVNOのAPN設定も不要にできないのか、つまり、利便性の低いほうに公平性を担保するのではなくて、利便性の高いほうに公平性を担保するべきではないかということです。ひょっとしたらアプリに対して、そもそもそういうことができないという事情があるのでこういうことになってしまっているのかもしれないのですが、一般的に言って、我々が市場検証をするときに、公平性を担保することが第1目的になって、ユーザーの利便性をないがしろにして公平性を担保するのかという疑問が私の中で生じました。

この事例が悪いと言っているわけではないです。これを取り止めてKDDIのグループ内事業者にAPN設定不要なSIMカードを継続して認めることが正しいと私は言っているわけではないのですが、こういうことが頻繁に起こると、何のための市場検証なのかというのがちょっと分からなくなるなと思ひまして、事務局及び皆さんの御意見を伺いたい事例であると思って指摘をさせていただきます。

以上です。

【大橋座長】 御指摘ありがとうございます。

以上で、一通りお手が挙がっている構成員から御発言いただいたのかなと思いますので、事務局のほうからもし、御質問もあったと思いますので、御回答等あればいただけますでしょうか。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。皆様、コメント、御質問いただきま

して、ありがとうございます。

中尾先生から、ユーザーの利便性を犠牲にして公平性を担保するののかという御指摘があったと思うのですが、今回、ユーザーの利便性の低いほうに合わせてもらいたいという要望を行っているわけではございません。現状、KDDIのグループ内事業者においては、APN設定不要なSIMカードを使っているというようなところがある中で、KDDIのほうに独立系MVNOについてもAPN設定不要化の申立てがあった場合に、KDDIからAppleに対してAPN設定を不要とするように申し入れ等を行うことは可能かというような形で確認させていただいております。この点については、私の説明で少し分かりづらい部分があったかもしれないのですが、ユーザーの利便性を犠牲にしてというようなことは無いというところでございます。

荒牧先生におかれて御指摘いただきました、スライド53ページのところで、望ましいとされている行為が実施できていない状況がある中で、望ましいという記載ぶりになっておりますので、おっしゃるとおり、この記載ぶりをどうしていくかというような検討も必要であると思っております。その一方で、今回このような形で調査することで、NTT東西においては、今後可能な範囲で公表していくことを考えますというような動きも見られるところでございますので、記載ぶりをどうしていくかについて見極めていくためにも、今年度限りの実態把握にとどまらず、引き続き見ていく必要があるのではないかというふうに考えております。

林先生におかれまして、1点目として、NTT東西とドコモの判断材料に差があり、ドコモについても同様の形での確認を行っていくべきではないかという御指摘をいただいたところですが、指摘については検討させていただけたらと思います。市場検証のマンパワーといたしたところもございますので、そういった観点も踏まえ、他の検証項目とのバランスの中で判断させていただきたいというふうに考えてございます。

【渡部事業政策課市場評価企画官】 事務局でございます。

林先生から御指摘がありました、昨日発表されておりますNTT持株によるNTTデータグループの完全子会社化の件でございます。こちら、現在、株式公開買い付けの途中でありますので、事務局としては、現時点で具体的なコメントをするということは差し控えたと思います。

その上で、一般論といたしましては、先ほど林先生からも御指摘ありましたとおり、過去、この市場検証会議において、必要に応じてNTTグループの組織再編について御議論いた

だいてきたということもございますので、今後、必要に応じて対応していくということは、一般論としてはあり得るかと思っておりますが、いずれにいたしましても、現時点ではT O Bの期間中でございますので、具体的なコメントは御容赦いただければと思っております。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。中尾構成員、追加でお願いいたします。

【中尾構成員】 中尾です。私が読み違えていたのかもしれないと、もう一度確認ですが、恐らくユーザーの利便性を失うことにはなっていないという御回答だったと思います。これは、私が、この文章のチェックの項目で言いますと2番目のところを多分読み違えたというか誤解しているのだと思うのですけれども、私が勘違いした理由というのは、独立系MVNOがKDD Iに対してAPN設定不要化の申し入れをするという場合は、独立系MVNOというのはKDD Iとは全く関係のないビジネスの独立系MVNOが、APN設定不要化の申し入れをするという場合のことを指しているのでしょうか。

つまり、KDD Iが言っているように、KDD Iが申し入れを行う立場にはないというのはそのとおりではないかなと思うのですけれども、そういうことを言っているわけですか。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。KDD Iのグループ内事業者ではない事業者につきまして、KDD Iは、冒頭に申し入れを行う立場にはない事柄であるとは考えているものとしながら、令和4年度検証から一定の指摘がされているというところも加味いただいたものと思いますが、独立系MVNOの要望に応じて、A p p l eへの伝達には対応するといった回答をいただいたということでございます。

【中尾構成員】 ちょっと信じられないというか、そういうことをやるインセンティブがKDD Iにあるのでしょうか。つまり、これは他社ビジネスの話をA p p l eに申し入れをすると言っているのですが、私はちょっとにわかには申し入れが実際に行われることが信じられないのですけれども、それをやるとKDD Iが言っているということでしょうか。

【水本事業政策課課長補佐】 KDD Iのほうには確認させていただいておりまして、令和4年度、令和5年度といった検証で、いろいろと確認をさせていただいている中で、今年度においてはこのような回答をしていただいたということでございます。

【中尾構成員】 分かりました。私の誤解は、グループ内事業者のAPN設定を、この不要というのはユーザーにとって不要であって、だからユーザーにとって必要にする変更を、つまりダウングレードを要求されて、それを実行するというふうになったと勘違いをしましたので、その点、私の読み込みが甘かったということでお詫び申し上げます。

一方で、設定不要化の申し入れについて、他社の独立系MVNOからのものをKDDIからAppleに対して行うというのは、グループ内企業のMVNOに対してのユーザーのAPN設定不要は継続しつつ、独立系MVNOに対しても同様にAPN不要なことをキャリアとして代弁していく方針であるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。そこまで踏み込んだ回答はいただいていないところではございます。あくまでも令和5年度の検証の中で、KDDIのグループ内MVNOに対して補足的に事実関係を確認したところ、グループ内MVNO自身はiPhoneのAPN設定については把握していないといった事情もございまして、そういったことも加味して、KDDIのほうで独立系MVNOからも要望をAppleに対して伝達いただくことは可能かというような形で、今回の確認させていただいているということでございます。

【中尾構成員】 分かりました。分かりましたが、これで本当に正しいのかという疑問がちょっと残ってしまいます。なぜKDDIがそれをやらないといけないのかという点に関して、ちょっと疑問が残ったのですけれども、これは通信事業者であれば、Appleとの交渉がしやすいという、そういう前提に立っての回答だと思えばいいのでしょうか。

そうだと仮にしたとしても、競争の公平性を担保するために、通信事業者がかなり他社のビジネスに便宜を図るようなことを強制しようとしているようにも見えますので、この辺りはもう少し実態をKDDIに確認をしたほうがよいのではないかなと思いました。今日の時点ではこれ以上分からないので、コメントは以上とさせていただきます。

【大橋座長】 ありがとうございました。私も詳しく事情は分かりませんが、伝達をするに過ぎないのかもしれませんが、ここはよく分からないので、深掘りすべき論点があるのであれば、これはしっかり深掘っていくのかなというふうには思います。ありがとうございます。

林構成員、お願いします。

【林座長代理】 すいません、二巡目で恐れ入ります。

今、中尾先生と事務局とのやり取りを聞いていて、私も少しこの部分は引っかかったのですけれども、まだ最初に質問したときは質問に至るまでの熟度になっていなかったもので、大分やり取りで分かったのですけれども、最初のポツのところで、こういう事例が存在してグループ内事業者へのKDDIによる優先的な取扱いに該当する疑いがあるのではないかなという指摘があった部分なののですけれども、そもそもAppleと、KDDIとか独立系のMVNOとかの取引相手との間には、Appleという非常に力の強い事業者とその取引

相手との力関係に起因する部分がかなり大きいのではないかなというふうに思いました。すなわち、AppleとKDDIであれば、そういうAPN設定不要なSIMカードの提供を行われるということもできるのかもしれませんが、独立系のMVNO事業者だと、そういうことは相手にされないということもあり得るのかなと思いました。そうすると、KDDIのグループ内事業者に優先的取扱いをしようという動機・インセンティブに基づいてこういうことをなされたのか、それとも、Appleとの取引の力関係において、こういう競争上の差が生じたのか、その辺りがちょっとよく分からなくて、KDDIとしては、Appleに申し入れを行う立場にない事柄であると考え、これは中尾先生がおっしゃったとおり、それは我々にとってあずかり知らないことであります。ただ申し伝えるということで、キャリアに依頼して、そういう形での取引慣行の是正をお願いするのが今後も望ましいのか、すなわちKDDIにしろ、ほかのキャリアにしろ、別にそういうことをやるインセンティブはあんまりないと思うのです。

ということを考えますと、これは申し入れをすることを依頼するということではなくて、直接、そういう競争上のイコールフットリングが阻害され、かつ独立系のMVNOのユーザーにとって不便が生じているということであれば、それは法的根拠があるのかどうか分かりませんが、総務省としては、Appleに対して、そういった申し入れをすることはできないのでしょうか、というのを素朴に感じたのですけれども、その辺り、補足して敷衍して御教示いただければありがたいと思った次第です。

【渡部事業政策課市場評価企画官】 事務局でございます。林先生、追加でのコメントありがとうございます。

まず、この点について補足をさせていただきます。

今のこの検証項目については、あくまで二種指定の中での禁止行為の対象事業者指定されていない事業者によるグループ内事業者の優先的取扱いという観点での調査項目でございましたので、どうしてもKDDI側の行為に焦点を当てた形での記載にとどまっているところでございます。

また、今先生おっしゃったとおり、端末事業者側との力関係によってという部分で、直接端末事業者であるAppleに対して、総務省として確認をしに行くということがあってもいいのではないかと御指摘はそのとおりかと思しますので、市場支配的な二種指定事業者によるグループ内事業者へのという文脈とはまた別の切り口での、全体としての競争促進という観点でのAppleへの確認というところは、御指摘踏まえて検討させてい

ただければと思っております。

以上でございます。

【林座長代理】 よろしく願いいたします。

【大橋座長】 ありがとうございます。ほかに御指摘などあればいただければと思います。中尾構成員、お願いします。

【中尾構成員】 すいません、ありがとうございます。

林先生と総務省とのやり取りで、ちょっと心配になった点があります。Appleが大きなビジネス的な力を持っているためにこういうことが起きているということが前提となつて、それで総務省からAppleに対して申し入れをする、あるいは何か手だてを考えるとということになった場合なのですけれども、そうすると、ほかの端末メーカーはどうかとか、それからKDDIに要望もあつた独立系MVNOの要望は聞くけれども、そうじゃない独立系MVNOに対してはどうなるのかとか、独立系MVNOの中での公平性という話と、それから、どの端末メーカーに対して申し入れ等を行っていくかという、そういった観点の懸念も生じますので、この辺りは方針をきちんと考える必要がないかなと思って、お話を聞いていて少し心配になったところです。

こういう競争上の問題が発生しているという事象は、多分、皆が認識したと思いますので、解決方法に対しては、十分慎重に考える必要があるのではないかなと思いました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。業務の適正性の確認における実態把握の中で、今回こうしたやり取りがあつたということでございますが、事業者とのやり取りについてかなり詳細に事務局にもドキュメントしていただいたので、本日、こうした形で有意義な議論ができたのかなというふうには思います。

どうあるべきかという議論も今後していくべきだと思いますけれども、他方で、実態把握の今回の検証という範囲で見たときに、これで何か疑義があるかというふうな観点でいうと、特段強い疑義はないのかなというふうな受け止めでおりますけれども、そういうふうな受け止めでよろしゅうございますか。

議論のほうは、引き続き、こういうことについて最恵国待遇みたいなものを設けるのかどうかとか、多分いろんな論点はあるのだと思いますけれども、その辺りは、このラインとは別途、あるべき論として議論すべきなのかなということだと思います。ありがとうございます。

本日、2つに分けて御議論させていただきました。業務の適正性の確認については、事務局もスタッフのリソース等限られている中において、相当丁寧に分析・確認はしていただいたのかなと思います。本日、これについては様々御指摘もいただきましたし、また、今後のことについてもお話がございましたので、こちらのほうは引き続き、本日中間報告ですが、さらに最終報告に向けて取りまとめていただければと思います。

前半の市場の検証の部分についてですけれども、こちらについても様々御意見いただいたところでございます。今回ポイント経済圏のお話がございます、こちらについてポイント経済圏と、携帯の契約あるいは競争状況について、どういう観点で見るべきかということについても様々御指摘いただきました。これはポイント経済圏側から見るのか、あるいはモバイル側から見るのか、因果関係の矢印が違うところございますけれども、今回、昨年度よりは深掘りした分析をしているということでございますが、本日の御指摘を踏まえて、文言の適正化も含めてしっかり精査していきたいと思います。

もう一つ大きくいただいたのは、需要の代替性のお話だと思っています。こちらのほうは、10%価格が上がったらどれだけ需要が変化するかという、いわゆる市場画定の手法を使って議論しているところで、市場画定というのは画定するかしないかという二者択一でしかないもので、そういう意味で言うと、代替性があるかないかというのを画定するかしないかというのに置き換えると0、1しかないということではあると思います。他方で、今日、多々御指摘いただいたように、そもそも需要の代替性というのは0、1ではない連続値であって、恐らくマイナス無限大からプラス無限大までのいずれかの実数になるということなのだと思います。こちらのほうは、多分市場画定とかこれまでの市場検証の考え方に基づいて、どういった考え方で今後進めていくのかという、ちょっと大きな問題ともつながっているのかなという感じはします。

そういう意味で、今回中間報告で取りまとめさせていただいた代替性の0か1かという表現の適正化はさせていただきますが、ただ大きな考え方の変更というのはちょっと難しいのかなと思いますけれども、こちらのほうも、次年度以降に向けてしっかり議論を進めていくことは重要だというふうに、本日、議論させていただいて感じている次第です。

以上で一通り御議論いただいたところですが、もし最後に追加で御意見とか、あるいは御質問あればいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。皆さん大丈夫そうですか。

それでは、本日の議論含めて、引き続き事務局において検証作業を深掘っていただければと思います。

最後に、スケジュールについて、事務局より御説明いただければと思います。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。次回会合の日程につきましては、別途事務局より御連絡を差し上げます。

【大橋座長】 それでは、本日はこれにて終了させていただきます。大変お忙しいところ闊達な意見交換させていただきまして、本日もありがとうございました。